

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 6 5 号	三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
こども政策課	児童福祉法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

【趣 旨】

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 6 条により、児童福祉法第 3 4 条の 8 の 2 が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされたため、当該条例を制定する。

【施行期日】

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」施行の日（平成 2 7 年 4 月 1 日予定）

ただし、付則第 3 項の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日

【主な内容】

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

(放課後児童健全育成事業の一般原則) ※独自基準<暴力団の排除>

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

(設備の基準)

専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。

(衛生管理)

(開所時間及び日数)

付則で改正